

障害者研修保養センター横浜あゆみ荘  
指定管理者「公募要項」

平成 27 年 4 月  
横浜市健康福祉局障害福祉課

## 1 指定管理者制度の趣旨

「公の施設」の管理運営については、平成15年6月の地方自治法の一部改正により、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図るため、指定管理者制度が導入されました。

このたびは、平成28年4月から管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、次のとおり事業者を広く公募します。

## 2 公募の概要

### (1) 対象施設

障害者研修保養センター横浜あゆみ荘（以下、「あゆみ荘」と略します。）

### (2) 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日（5年間）

### (3) 指定管理者の公募及び選定（「5 公募及び選定に関する事項」参照）

指定管理者の公募及び選定は、「横浜市障害者研修保養センター条例」に基づき公募を行い、「横浜市障害者研修保養センター指定管理者選定評価委員会運営要綱」に基づき設置される「横浜市障害者研修保養センター指定管理者選定評価委員会」（以下、「選定評価委員会」と略します。）において、書類及びヒアリング等に基づく審査を実施し、応募者の中からあゆみ荘の設置目的を最も効果的に達成することができると認められる団体を選定します。

選定結果は応募者に対して速やかに通知し、選定の経過及び結果は指定管理者選定後、健康福祉局ホームページへの掲載等により公表します。

その後、横浜市の議決を経て指定管理者として指定されます。

### (4) 問合せ先

〒231-0021 横浜市中区日本大通18番地 KRCビル  
健康福祉局障害福祉課地域活動支援係（6階）  
電話 045(671)3602 Fax 045(671)3566  
E-mail kf-ayumiso@city.yokohama.jp

## 3 指定管理者が行う業務

横浜市障害者研修保養センター条例第3条に規定する事業の実施に関すること。

（詳細は、2ページ「4（4）業務の範囲」参照）

## 4 あゆみ荘の概要

### (1) 施設情報

#### ア 所在地

横浜市都筑区葛が谷2番3号 都筑ふれあいの丘

#### イ 開館年月日

昭和59年11月7日

#### ウ 構造・規模

鉄筋コンクリート造2階建 地上2階 延床面積約3,090㎡ 敷地面積18,480㎡（都筑ふれあいの丘全域）

#### エ 設備

客室13室、研修室2室、児童遊戯室1室、機能回復訓練室1室、浴室（大浴室2室、小浴

室)、大広間、相談室、食堂、送迎バス等

オ 開館時間等

午前9時15分から午後9時まで

(ただし、横浜市障害者研修保養センター条例施行規則第2条第2項の場合は時間を変更することができる。)

カ 休館日

年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)、施設点検日(原則として毎月最終火曜日)、資源循環局都筑工場施設点検日

キ その他

隣接する資源循環局都筑工場の余熱利用施設で、他の施設とともに余熱と電力の供給を受けています。

## (2) 施設の設置目的

あゆみ荘は、「障害者、その家族その他の者(以下、「障害者等」と略します。)が研修、保養、レクリエーション等を通じ、相互の親睦を深めることにより障害者の社会参加の促進及び福祉の増進を図るため」に設置された施設です。(横浜市障害者研修保養センター条例第1条)

## (3) 目的達成の手段

設置目的を達成するために、以下の事業等を実施します。

ア 障害者等に対する研修及び研修のための施設の提供

イ 障害者等の保養のための施設の提供

ウ 障害者等のレクリエーション、スポーツ及び訓練の実施並びにそれらのための施設の提供

エ 障害者等の福祉に関する相談及び指導

オ その他前記に準ずる事業

## (4) 業務の範囲(詳細は別添の「業務の基準」を参照)

ア 施設の運営にかかる業務の基準

- ・受付業務
- ・応接業務
- ・夜間業務
- ・バス運行業務
- ・食堂業務

イ 施設の維持管理にかかる業務の基準

- ・清掃業務
- ・建築物保守管理業務
- ・設備機器管理業務
- ・都筑ふれあいの丘施設の設備管理

ウ 障害者向け事業・研修にかかる業務の基準

- ・障害者向け事業・研修に関すること

エ 自主事業にかかる業務の基準

- ・物販事業

オ その他の業務の基準

- ・職員の配置
- ・障害者等への対応
- ・人材育成

- ・ 広報
- ・ 利用率
- ・ 稼働率
- ・ 障害者等の利用
- ・ モニタリングの実施
- ・ 自己評価の実施
- ・ 運営委員会の開催
- ・ 事業計画書及び事業報告書等の提出
- ・ 指定期間終了にあたっての引継業務

#### カ 留意事項

- ・ 施設の管理に関すること
- ・ 施設から発生する廃棄物に関すること
- ・ 事故への対応・損害賠償に関すること
- ・ 災害等発生時の対応に関すること
- ・ リスク分担に関すること
- ・ 苦情解決に関すること
- ・ 個人情報保護に関すること
- ・ 情報公開の実施に関すること
- ・ 第三者評価の実施に関すること
- ・ 公租公課に関すること
- ・ 関係法令等の遵守に関すること
- ・ 横浜市暴力団排除条例の遵守に関すること
- ・ 横浜市中小企業振興基本条例を踏まえた取組の実施に関すること
- ・ 財務状況の確認に関すること
- ・ ウェブアクセシビリティに関すること
- ・ 市政への協力
- ・ 事業の継続が困難となった場合の措置
- ・ 業務の基準を満たしていない場合の措置
- ・ その他

#### (5) 指定管理料

あゆみ荘の運営に係る人件費、事業費、事務費、管理費等の経費に充てるため、市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。管理費には、施設の維持保全にかかる清掃、点検、運転・監視、小破修繕を含む補修費の経費を含みます。

指定管理料は、応募の際に提出された指定管理料提案書を元に、会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）。指定管理料の支払時期及び方法等は協定で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の提案書で示された指定管理料の金額から減額する場合には、管理運営や事業内容等（開館日数や開館時間の変更等を含む）に関して、市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営の水準がこの公募要項や協定で定めたものに満たなかった場合には、指定管理料の減額を行うことがあります。減額の基準・手続き等については協定で定めます。

## 5 公募及び選定に関する事項

### (1) 公募スケジュール

ア 公募のお知らせ	4月 3日 (金)
イ 公募要項の配布	4月 3日 (金) ~ 5月22日 (金)
ウ 現地見学会及び応募説明会	4月15日 (水)
エ 公募要項に関する質問受付	4月17日 (金) ~ 4月23日 (木)
オ 公募要項に関する質問回答	4月30日 (木) 頃 (予定)
カ 応募書類の受付期間	5月25日 (月) ~ 5月26日 (火)
キ 審査・選定 (面接審査実施)	6月~8月 (予定)
ク 選定結果の通知・公表	9月下旬
ケ 指定管理者の指定	12月下旬予定
コ 指定管理者との協定締結	平成28年2月下旬締結 (予定)

### (2) 公募手続きについて

#### ア 公募のお知らせ

指定管理者の公募について、横浜市及び健康福祉局のホームページに掲載し、広くお知らせします。

#### イ 公募要項の配布

(ア) 配布期間：平成27年4月3日 (金) から平成27年5月22日 (金)

※土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

(イ) 配布場所：健康福祉局障害福祉課地域活動支援係

健康福祉局ホームページからもダウンロードができます。

URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shitei-kanri/ayumisou/>

#### ウ 現地見学会及び応募説明会

現地見学会及び応募方法、応募書類等に関する説明会を次のとおり開催します。応募を予定される団体はご参加ください。当日は、この公募要項は配布しませんので、各自でご持参ください。

(ア) 開催日時：平成27年4月15日 (水) 午前10時から午後0時まで (予定)

(イ) 開催場所：障害者研修保養センター横浜あゆみ荘

(ウ) 参加人数：各団体3名以内とします。

(エ) 申込方法：参加を希望される団体は、4月10日 (金) 午後5時までに、FAXまたはE-mailで「障害者研修保養センター横浜あゆみ荘応募説明会申込書」(別紙1)を健康福祉局障害福祉課地域活動支援係へ送付してください。

なお、説明会当日は、駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

#### エ 質問の受付

公募要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア) 受付期間：平成27年4月17日 (金) 午前9時から4月23日 (木) 午後5時まで

(イ) 受付方法：FAXまたはE-Mailで「質問書」(別紙2)を健康福祉局障害福祉課地域活動支援係にお送りください。電話でのお問合せには応じられませんのでご了承ください。

#### オ 質問への回答

回答方法：平成27年4月30日 (木) (予定)に、健康福祉局ホームページへの掲載により回答します。

URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shitei-kanri/ayumisou/>

カ 応募書類の受付

- (ア) 応募書類：「5（5）応募手続きについて」を参照
- (イ) 受付期間：平成27年5月25日（月）から平成27年5月26日（火）まで【厳守】  
※受付時間は午前9時から午後5時まで
- (ウ) 受付方法：健康福祉局障害福祉課地域活動支援係（横浜市中区日本大通18番地 KRCビル6階）までご持参ください。

(3) 審査・選定の手続きについて

ア 審査方法

横浜市障害者研修保養センター指定管理者選定評価委員会で審査を行い、その結果に基づき、横浜市長が指定候補者及び次点候補者を選定します。

審査は、応募者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者または代理の方合計3名までの出席をお願いします。

面接審査については、後日、応募者に詳細をお知らせいたします。

なお、選定評価委員会による審査及び横浜市長による選定後、横浜市の議決を経て横浜市長が指定の通知を行うことにより、あゆみ荘の指定管理者として正式に指定されます。

イ 選定評価委員会

氏名	備考
石渡 和実	学識経験者（東洋英和女学院大学教授）
霜鳥 正幸	税理士
高橋 昌彦	利用者代表（身体障害部門）
鶴見 伸子	利用者代表（知的障害部門）
鷹野 薫	利用者代表（精神障害部門）

ウ 会議の公開

選定評価委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定評価委員会が判断した場合は、会議の一部または全部を公開しないこととします。

エ 評価基準項目について

評価項目	評価の観点	配点
【評価方法】 ・5段階評価とする。 ・評価の観点を満たしている場合は「3」とする。 ・「3」を基準にし、さらに優れている場合はその度合いに応じ加点(最高「5」)し、劣っている場合は減点(最低「1」)する。		
1 団体の実績等		40
(1)施設の管理運営実績	類似施設または公の施設の管理運営を行った経験があるか。	10
(2)障害者支援に関する事業の実績	障害者支援に関する事業を行った経験があるか。	10

(3)施設の運営に関する基本的な考え方及び応募理由等	あゆみ荘の運営に関する基本的な考え方が市の理念・基本方針と合致し、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。また、応募理由は、あゆみ荘の設置目的等を十分に理解し、施設運営に熱意が感じられるか。	10
(4)財務状況	団体の財務状況は健全であるか。	10
<b>2 職員の配置・育成</b>		<b>20</b>
(1)職員の確保・配置	あゆみ荘の運営に必要な人員を確保し、配置する計画となっているか。	10
(2)職員の育成	職員の資質向上のために、障害特性の理解促進のための研修や応対マナー研修等が計画されているか。	10
<b>3 施設の運営</b>		<b>85</b>
(1)受付・応接・夜間業務	障害種別の多様な特性に応じたサービス提供の具体的方策や職員体制が整っているか。また、適切な相談対応を行うことができる体制も整っているか。	20
(2)食堂業務・物販事業	利用者に対し、良質かつ安全で、障害特性に応じた特別メニュー(さざみ食・ミキサー食等)を食事提供できる体制になっているか。また、利用者の利便性を考慮した物販事業を計画しているか。	10
(3)バス運行業務	利用者の利便性を考慮し、また、ニーズを踏まえた専用送迎バスの運行計画となっているか。	5
(4)広報	施設のPRや情報提供のための広報計画が、具体的かつ効果的な内容となっているか。	10
(5)利用率・稼働率等	利用率・稼働率向上に向けた取組が、実現性のある具体的なものとなっているか。	10
(6)利用者のニーズ・要望・苦情対応等	利用者の意見・要望・苦情等の受付方法及び改善方法が具体的なものとなっているか。	10
(7)事故防止体制・緊急時の対応等	事件・事故の防止体制が適切なものとなっているか。また、事故発生時・緊急時の対応・連絡体制なども具体性があり適切なものとなっているか。	10
(8)防災への取組	市防災計画での位置づけを理解し、あゆみ荘としての役割を踏まえたものとなっているか。また、災害発生時のマニュアル等を作成するとともに、他の都筑ふれあいの丘2施設と連携した防災訓練等の取組が計画されているか。	5
(9)個人情報保護・情報公開、環境への配慮など、本市の重要施策を踏まえた取組	個人情報保護の取組に具体性があり、情報公開への取組が適切であるか。また、ヨコハマ3R夢プランや人権尊重などの本市の重要施策を踏まえた取組となっているか。	5
<b>4 施設の維持管理</b>		<b>15</b>
(1)施設及び設備の維持管理業務	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、施設・設備の点検等の維持保全(修繕含む)が適切な計画となっているか。	10

	(2) 清掃・美化業務	利用者が快適に過ごせるような清掃・美化計画となっているか。	5
5 障害者向け事業・研修			20
	(1) 障害者向け事業・研修	障害者向けの事業や研修が、ニーズを踏まえた内容となっているか。また、内容は特色・独自性があるものとなっているか。	20
6 事業計画書・収支予算書等			20
	(1) 事業計画書	あゆみ荘の設置目的を十分に踏まえた事業計画書となっているか。また、利用者のニーズを踏まえた、質の高いサービスを提供できるものとなっているか。	10
	(2) 収支予算書	収支計画が適切であり、効果的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	10
合 計			200

**【最低基準】**

全項目の委員5人の合計点が、総配点(1,000点)の60%(600点)以上とする。  
ただし、「3 施設の運営」の評価項目の委員5人の合計点が、項目総配点(425点)の65%(277点)に満たない場合は、選定しないこととする。

なお、応募団体が1団体のみの場合であっても、選定評価委員会の定める最低基準に満たないときは選定されず、再度公募を行うこととなります。次点候補者となるためにも、最低基準を満たすことが必要です。

また、財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

**オ 選定結果の通知及び応募書類の公表**

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、指定管理者選定後、健康福祉局ホームページへの掲載等により公表します。

なお、指定候補者の応募書類については、原則として、指定の議決後、ホームページ等で公表します。

URL : <http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shitei-kanri/ayumisou/>

**カ 指定管理者の指定**

市会の議決後に、指定管理者を指定します。(平成27年12月末頃予定)

**キ 指定管理者との協定締結**

「6 協定及び準備に関する事項」をご参照ください。

**(4) 応募手続きについて**

次の応募書類をアから順に並べ、原本を1部、写しを7部提出してください。なお、写しの書類のうち6部はファイル綴りとし、1部についてはファイルやステープラー等とせず、クリップどめで提出してください。

各書類にはページ数及びインデックスを付してください。用紙サイズは原本で用紙サイズが決まっているもの以外は、すべてA4サイズに統一してください。

- ア 指定申請書（様式 1）
- イ 事業計画書（様式 2）
- ウ 指定管理料提案書及び収支予算書（様式 3）
- エ 障害者支援事業等の実績報告書（様式 4）
- オ 団体の概要（様式 5）
- カ 申請団体役員名簿（様式 6）  
※県警照会用エクセルファイル（データ）も提出してください。
- キ 欠格事項に該当しない宣誓書（様式 7）
- ク 定款、規約その他これらに類する書類
- ケ 法人にあっては、法人の登記事項証明書
- コ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式自由）
- サ 直近 3 か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等。任意団体においては、これらに類する書類
- シ 税務署発行の納税証明書「その 3 の 3」（法人税・消費税及び地方消費税について未納税額の無い証明書になります。）
- ス 横浜市税の納税状況調査の同意書（様式 8）：現時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度本市への納税状況（本市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。）
- セ 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式 9）：公益法人又は人格のない社団等で、収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなく、かつ実際に申告税額がない場合に、提出の必要があります。
- ソ 労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類：労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の 1 回分）等
- タ 健康保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の 1 回分）等
- チ 厚生年金保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の 1 回分）等
- ※ 加入の必要がないため、ソ・タ・チのいずれかの領収書の写し等の提出ができない場合は、「労働保険・健康保険・厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」（様式 10）を提出してください。
- ツ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）
- テ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの

※ 共同事業体が応募する場合の応募書類について

共同事業体の形態をとる場合には、代表団体を決め、代表団体が応募書類を提出してください。「オ 団体の概要（様式 5）」の次に、以下の 2 点の書類を添付してください。

オー a 共同事業体の結成に関する申請書（様式 5-2）

オー b 共同事業体連絡先一覧（様式 5-3）

なお、応募書類の内、エ～テの各書類については、構成団体すべてについての書類を提出してください。

※ その他、必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。

(5) 応募条件等について

ア 応募者の資格

法人その他の団体、または複数の法人等が共同する共同事業体。（以下「団体」という）

#### イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納しているもの
  - (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの
  - (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であるもの
  - (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたもの
  - (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されているもの
  - (カ) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していることのもの
  - (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であるもの
- ※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿（様式6）」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。
- (ク) 2年以内に労働基準監督署からは正告を受けているもの（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないもの）

#### ウ 共同事業体の場合の取扱いについて

共同事業体の場合には、構成するすべての団体が前記の欠格事項に該当しないとともに、応募時に「共同事業体の結成に関する申請書（様式5-2）」を提出することとします。また、選定後協定締結時まで、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することとします。

#### エ 公募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

#### オ 接触の禁止

選定評価委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

#### カ 重複応募の禁止

応募は、一団体につき一案とします。複数の応募はできません。  
また、一つの団体が複数の共同事業体に参加することも認められません。

#### キ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更または書類の追加はできません。ただし、選定評価委員会が認めた場合はこの限りではありません。

#### ク 団体職員以外による、以下の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体に当たっては、構成団体）の職員以外が、以下の行為を行うことを禁止します。

- (ア) 現地見学会・応募説明会への代理出席
- (イ) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）
- (ウ) 選定評価委員会の面接審査への出席

#### ケ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

- ① オ～クの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続きを遵守しない場合
- ② 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

#### コ 応募書類の取扱い

応募書類は理由を問わず返却しません。

#### サ 応募書類の開示

指定管理者・指定候補者の応募書類については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

#### シ 応募の辞退

正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「辞退届（様式 11）」を提出してください。

#### ス 費用負担

応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

#### セ 提出書類の取扱い・著作権

横浜市が提示する設計図書（平面図等）の著作権は横浜市及び設計者に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は作成した団体に帰属します。

## 6 協定及び準備に関する事項

### (1) 協定の締結

選定評価委員会による審査及び選定後、横浜市は指定候補者と細目について協議を行い、仮協定を締結します。その後、議会の議決を経て指定管理者として指定された後に、仮協定に基づき基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

### (2) 協定の主な内容

- ア 管理運営業務の範囲及び内容
- イ 法令の遵守
- ウ 管理運営業務実施上の規定等（第三者への再委託、緊急時の対応、施設の保全・改修等）
- エ 管理運営費用に関する事項（口座管理、指定管理料支払い方法の原則、光熱水費支払い方法の原則等）
- オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- カ 施設の維持保全及び管理に関する事項
- キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項

- ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 指定管理満了に関する事項
- サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス その他必要な事項

### (3) 準備業務

指定管理期間の開始までに、準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

なお、指定管理者が変更になった場合には、次期指定管理者と現在の指定管理者との間で引継ぎ等を行っていただきます。

引継ぎに要する費用については、現在当施設の指定管理者となっている団体を除き、「引継ぎ関連費用」として積算の上、指定管理料とは別に提案してください。引継ぎは前年度に行うこととなるため、市会における指定議案の議決後に、横浜市と指定管理者となる団体との間で契約を別途締結して実施します。

### (4) 指定候補者の変更

横浜市は、指定候補者が横浜市会の議決を経るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた時は、指定しないことがあります。

また、指定候補者が指定管理期間開始日までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合や協議が成立しない場合も、同様となります。

そのような場合には、次点候補者と協議を行い、次点候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出します。

また、指定候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出した結果、議決が得られなかった場合にも、次点候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出することがあります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合においても、当該施設に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

### (5) 指定取消及び管理業務の停止等

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、以下のようなものが考えられます。

- ① 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
- ② 法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- ③ 法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき
- ④ 当該施設の指定管理者公募要項に定める資格要件を失ったとき
- ⑤ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- ⑥ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき
- ⑦ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を

- 継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき
- ⑧ 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないとき
  - ⑨ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき
  - ⑩ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき
  - ⑪ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
  - ⑫ その他、市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額またはすでに支出した指定管理料の返還、また市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

なお、指定管理者が本市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に定める措置要件に該当する場合は、一般競争参加停止及び指名停止を行います。